

計画相談支援（サービス等利用計画の作成など）に伴う アセスメントやモニタリングへのご協力のお願い

計画相談支援では、相談支援専門員がアセスメントとモニタリングを行うよう定められています。アセスメントとモニタリングは、相談支援専門員が利用者の住まい（自宅など）を訪問し、利用者及びその家族と面接して行いますので、みなさまのご理解とご協力をお願いいたします。

アセスメント…サービス等利用計画を作成するため、利用者の生活全般の状況を把握します。
モニタリング…作成したサービス等利用計画の実施状況を把握し、必要に応じてサービス等利用計画の変更などを行います。

《計画相談支援の流れ》

障がい福祉サービス等の申請

■アセスメントの実施■

利用者の生活全般の状況を把握するために、相談支援専門員は必ず利用者の住まい（自宅、障がい者支援施設等、精神科病院）を訪問し、利用者及びその家族に面接しなければなりません。

サービス等利用計画案の文書による同意

受給者証交付

担当者会議の開催

サービス等利用計画の文書による同意



サービス利用開始

■モニタリングの実施■

相談支援専門員は必ず利用者の住まい（自宅、障がい者支援施設等、精神科病院）を訪問し、利用者及びその家族に面接しなければなりません。